

開発行為指導要綱による自動車・自転車の附置義務台数

建物用途	自動車					自転車	
	単位	台数			備考	単位	台数
		一般地域	鉄道駅から500m以内	商業地域 近隣商業地域			
一戸建て住宅・長屋	一戸当たり	1.00台以上	0.80台以上(一般地域の20%減)			一戸当たり	2台以上
共同住宅(重層長屋)	一戸当たり	0.50台以上	0.40台以上(一般地域の20%減)			一戸当たり	2台以上
単身者住宅(重層長屋)	一戸当たり	0.50台以上	0.40台以上(一般地域の20%減)		住戸専用面積18㎡~29㎡	一戸当たり	1台以上
寮	居住者10人当たり	2.00台以上	1.60台以上(一般地域の20%減)		管理人室有り、トイレ・食堂・浴室が共同	居住者2人当たり	1台以上
診療所	延床100㎡当たり	2.50台以上	2.25台以上	1.50台以上		延床20㎡当たり	1台以上
病院	病床10床当たり	2.00台以上	1.75台以上	1.00台以上		病床20㎡当たり	1台以上
幼稚園・保育所	園児100人当たり	2.50台以上	2.25台以上	1.50台以上		園児100人当たり	15台以上
ビジネスホテル	客室10室当たり	4.00台以上	3.25台以上	1.75台以上	総客室×80%=客室数		従業者数
大規模店舗	営業延床100㎡当たり	4.25台以上	3.50台以上	2.00台以上	店舗面積1,000㎡超	(駅前)営業延床50㎡当たり (郊外)営業延床20㎡当たり	1台以上 2台以上
小売り店舗	営業延床100㎡当たり	4.00台以上	3.25台以上	1.50台以上		営業延床20㎡当たり	1.5台以上
コンビニエンスストア	営業延床100㎡当たり	5.00台以上	4.00台以上	2.00台以上	トイレなどのバックヤードは除く	営業延床20㎡当たり	2台以上
営業用事務所	営業延床100㎡当たり	2.00台以上	1.75台以上	1.00台以上	宅配ピザ屋なども該当。常時、人がいるのが営業床	営業延床50㎡当たり	1台以上
庶務用事務所	営業延床200㎡当たり	2.00台以上	1.75台以上	1.00台以上	いわゆる事務所ビル	営業延床100㎡当たり	1台以上または 従業員数
工場・作業所	延床500㎡当たり	1.00台以上	0.75台以上	0.50台以上		延床50㎡当たり	1台以上
倉庫・集配所	延床500㎡当たり	1.75台以上	1.50台以上	1.00台以上		延床50㎡当たり	1台以上
体育館	延床500㎡当たり	4.25台以上	3.50台以上	2.00台以上		延床500㎡当たり	30台以上
飲食店	収容人員4人当たり	1.00台以上	0.75台以上	0.50台以上	収容総人員=従業員+客数 収容人員=収容総人員×80% 自動車・自転車の客数に按分(駅前4:6、郊外6:4)	収容人員1人当たり	1台以上
ボーリング場	1レーン当たり		2.00台以上			1レーン当たり	3台以上
カラオケルーム	1室当たり		1.00台以上			1室当たり	1.5台以上
ゲームコーナー	営業延床50㎡当たり		1.00台以上			営業延床50㎡当たり	3台以上
パチンコ(駅前)	事務所		1.00台以上			収容人員1人当たり	0.33台以上
パチンコ(郊外)	パチンコ台10台当たり		4.50台以上			収容人員1人当たり	0.2台以上
学習塾	営業延床50㎡当たり	1.50台以上	1.00台以上	1.00台以上	要協議(送迎用バス等)	営業延床50㎡当たり	10台以上
葬祭会館	収容人員4人当たり	1.00台以上	0.75台以上	0.50台以上	収容総人員=従業員+来場者数 収容人員=収容総人員×80% 自動車・自転車の客数に按分(駅前4:6、郊外6:4)	収容人員1人当たり	1台以上
老人ホーム (グループホーム等)	収容人員4人当たり	1.00台以上	-	-	収容総人員=従業員+老人その他の要保護者 収容人員=収容総人員×80% 自動車・自転車の客数に按分(駅前4:6、郊外6:4)	収容人員1人当たり	1台以上
高齢者用共同住宅	一戸当たり	0.15台以上	0.10台以上		サ高住は、高齢者用共同住宅と老人ホームに大別され、例えば、下の階にスタッフがいたら老人ホーム	一戸当たり	0.4台以上
デイサービス	収容人員20人当たり	2.00台以上	1.75台以上	1.50台以上		収容人員5人当たり	1台以上または 従業員数
スイミングスクール	収容人員2人当たり	1.00台以上	-	-	収容人員=収容総人員×80% 自動車・自転車の客数に按分(駅前4:6、郊外6:4) 要協議(送迎用バス)	収容人員1人当たり	1台以上
銀行・信用金庫・証券会社等	営業延床100㎡当たり	2.50台以上	2.25台以上	1.50台以上		営業延床20㎡当たり	1.5台以上

※延面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ事務所、日用品販売の店舗、食堂、喫茶、美容院、クリーニング取次、洋服屋、建具、自転車屋、家電店、パン屋、豆腐屋、学習塾、囲碁教室などを兼ねる場合、用途は〇〇付き住居。附置台数は積み上げ。

※大規模店舗立地法が適用されるのは、1,000㎡超

※飲食店・診療所については、消防法により一人当たり3㎡で算出することがある。

※老人ホームの収容総人員は、消防法により、従業者の数と老人その他の要保護者の数を合算して求める。

※駐車場面積 5m×2.5m=12.5㎡/台 駐輪場面積 0.6m×2m=1.2㎡/台

※算出された必要台数は、小数点以下切り上げとする。

※総合設計制度の場合は、別途、協議。